

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第五十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「（二）に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。」を加える。

### 附 則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二条の五の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。